

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回目)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	唐津市 (41202)
地域名 (地域内農業集落名)	大白木 (大白木)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	35.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	34.6 ha
② 田の面積	23.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>中山間地域にあり、水田では水稻、畑地では野菜や果樹などが生産されており、小区画のほ場もある。 農業者の高齢化が進んでおり、現在の耕作者が一定年数は営農継続される見込みとなっているが、将来的には規模縮小の傾向にあり、今後の担い手確保が課題となっている。 中山間地域等直接支払交付金などの事業を活用し、農業者など集落の住民が一体となって、農地や農業施設(水路、農道など)の保全管理に努めている。 イノシシなどの有害鳥獣による被害が増加しており、農作物の直接被害に加え、法面・畦畔が荒らされることによる二次的被害もあり、農業者の耕作意欲を阻む要因となっている。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>農業者の高齢化が進むなか、水稻、野菜、果樹などの生産は現在の方式を基本に、現在の耕作者が引き続き耕作を行い、農地を維持し、離農時には後継者や他の農業者に農地耕作が承継されるように努める。 農地や防護柵などの鳥獣被害対策施設は、遊休化しないよう耕作者による適切な管理を継続するとともに、中山間地域等直接支払交付金などの事業の活用を継続し、老朽化している農業施設(水路、農道など)の計画的な機能改善を図り、将来に亘って農用地などが適切に保全管理されるよう、地域ぐるみの取組に努める。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現在の耕作者(担い手や利用者)による農地の集積・集約化を基本としながら、後継者や他の農業者への承継を見据えた農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34 %	将来の目標とする集積率	34 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作者(担い手や利用者)により可能な限り農用地の集団化(集約化)を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
現在の耕作者(担い手や利用者)が継続的に耕作を行い、高齢などを理由に離農する時には、後継者や他の農業者に農地耕作が承継されるように努め、また、耕作の利便向上を目的として、状況に応じた農用地の集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
耕作者(担い手や利用者)が規模拡大や耕作の利便向上のために農地賃借を実施する時は、状況に応じた活用をする。
(3)基盤整備事業への取組
現在のところ、中山間地域等直接支払交付金などの事業を活用し、水路や農道などの計画的な機能回復・改善に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
離農者や後継者不在の農地に対しては、地域内の耕作者(担い手や利用者)に耕作が承継されるよう努め、必要に応じて地域外からも耕作者の参入を促す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
実情に合わせ、必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害対策として防護柵や電気柵を設置しており、管理については受益となる耕作者による適切な維持管理を継続しながら、なかなか被害が減少しないため、今後の対策を協議していく。
- ⑦離農により耕作者が減ると、集落の農道や水路などの管理における1人当たり負担が増えるため、今後の対策を協議していく。
- ⑩地域計画及び目標地図の変更が必要となる場合は、適宜協議の場を設置することを基本とするが、住民負担の軽減を図るため、集落にかかる会議などを活用して変更案の内容協議や意見の取りまとめを行うなど、簡易な方法による協議を行うことができるものとする。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		胡瓜	2.7 ha	0 ha	胡瓜	2.7 ha	0 ha	1	
認農		水稲・胡瓜・生姜他	1.9 ha	0 ha	水稲・胡瓜・生姜他	1.9 ha	0 ha	2	
認農		水稲・ハウスミカン・みかん	1.5 ha	0 ha	水稲・ハウスミカン・みかん	1.5 ha	0 ha	3	
認農		水稲・白ねぎ・胡瓜	1.3 ha	0 ha	水稲・白ねぎ・胡瓜	1.3 ha	0 ha	4	
認農		水稲・胡瓜	1.0 ha	0 ha	水稲・胡瓜	1.0 ha	0 ha	5	
認農		みかん	0.8 ha	0 ha	みかん	0.8 ha	0 ha	6	
認農		みかん	0.6 ha	0 ha	みかん	0.6 ha	0 ha	7	
認農		水稲・イチゴ・茄子	0.5 ha	0 ha	水稲・イチゴ・茄子	0.5 ha	0 ha	8	
利用者		水稲	0.5 ha	0 ha	水稲	0.5 ha	0 ha	9	
利用者		水稲・ミニトマト他	0.3 ha	0 ha	水稲・ミニトマト他	0.3 ha	0 ha	10	
利用者		水稲	0.3 ha	0 ha	水稲	0.3 ha	0 ha	11	
利用者		水稲・柿	0.3 ha	0 ha	水稲・柿	0.3 ha	0 ha	12	
認農		水稲・胡瓜・野菜加工	1.3 ha	0 ha	水稲・胡瓜・野菜加工	1.3 ha	0 ha	13	
利用者		ミニトマト	0.2 ha	0 ha	ミニトマト	0.2 ha	0 ha	14	
認農		水稲・みかん・中晩柑	0.2 ha	0 ha	水稲・みかん・中晩柑	0.2 ha	0 ha	15	
認農		みかん・中晩柑	0.1 ha	0 ha	みかん・中晩柑	0.1 ha	0 ha	16	
利用者		野菜	0.0 ha	0 ha	野菜	0.0 ha	0 ha	17	
利用者		野菜	0.0 ha	0 ha	野菜	0.0 ha	0 ha	18	
利用者		野菜	0.0 ha	0 ha	野菜	0.0 ha	0 ha	19	
計	19経営体		13.5 ha	0 ha		13.5 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。